

# 奈井江町住宅情報紹介事業実施要綱

平成19年7月10日 奈井江町 奈井江町商工会
-------------------------------

## 1 事業の目的

奈井江町内に移住・定住を希望している者（以下「定住希望者」という。）に対し、民間が所有する住宅・土地に関する情報を紹介することにより、情報不足に起因する人口の町外流出防止及び移住・定住人口の増加を図る。

## 2 事業実施主体 奈井江町・奈井江町商工会

## 3 住宅情報の内容

当事業の対象とする土地・住宅に関する情報（以下「住宅情報」という。）は、次のとおりとする。

奈井江町内で賃貸又は売買に供することができる民間所有の専用住宅及び共同住宅  
奈井江町内で賃貸又は売買に供することができる民間所有の住宅用地

## 4 住宅情報の募集、申込み、紹介等

（1）住宅情報の募集は、次の方法により行う。

奈井江町広報紙及び奈井江町ホームページへの募集広告掲載  
奈井江町内に土地・住宅を所有する者等への通知

（2）住宅情報の紹介を希望する者（以下「紹介希望者」という。）は、必要事項を記入した申込書を奈井江町及び奈井江町商工会（以下「町及び商工会」という。）に提出しなければならない。

（3）町及び商工会は、申込書の受理後、速やかに書類審査及び現地調査を実施し、当事業による紹介の適否について決定する。

（4）町及び商工会は、当事業による紹介の適否決定後、次の方法により住宅情報を紹介する。

奈井江町ホームページへの掲載  
町及び商工会の担当窓口における紹介  
公共施設等における紹介資料の配布、掲示等

## 5 住宅情報に関する管理、責任等

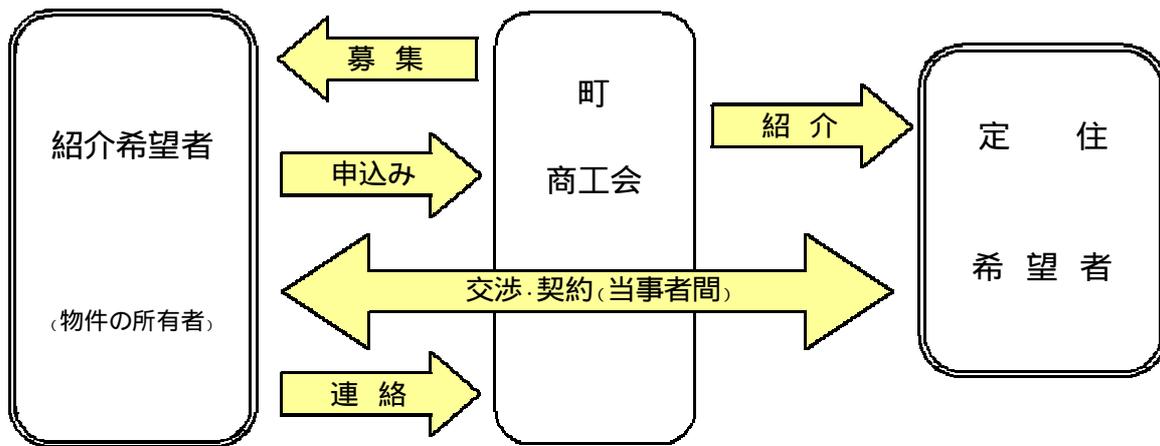
（1）町及び商工会は、この要綱で定める目的以外に当事業で紹介する住宅情報を使用してはいけない。

（2）当事業で紹介する住宅情報の内容は、紹介希望者が責任を負うものとする。

（3）当事業で紹介する住宅情報に係る取引交渉及び契約行為等については、紹介希望者と定住希望者が直接行うものとし、これらの行為に町及び商工会は関与しないものとする。

（4）紹介希望者は、契約成立、入退去等により、住宅情報の内容に変更が生じた場合、速やかにその内容を町及び商工会に連絡しなければならない。

## 住宅情報紹介事業のイメージ図



### 《紹介事業の流れ》

- 町と商工会が住宅情報を募集
- 紹介希望者が、住宅情報を添えて申込み
- 町と商工会がホームページや窓口で情報を紹介
- 紹介希望者と定住希望者が直接交渉・契約
- 紹介希望者は、契約成立・入退去等を連絡

### 《町と商工会の業務分担》

業 務 内 容		町	商工会
住宅情報の募集・受付(異動を含む)			
住宅情報の保有・管理			
住宅情報の定期確認(2・5・8・11月)		空き家・空き地	アパート
住宅情報 の 紹 介	ホームページによる紹介		
	担当窓口での紹介		
	紹介資料の配付・掲示等		